

名古屋市審議会の設置及び運営に関する指針

(趣旨)

第1条 この指針は、行政運営の透明性、公平性及び効率性を向上するため、審議会の設置及び運営等について準拠すべき基本的な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この指針において「審議会」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき法律又は条例により設置する附属機関及び条例に基づき執行機関以外に置かれる機関をいう。

2 前項の「審議会」は、次の各号のすべてに該当する機関とする。

- (1) 調停、審査、諮問又は調査のために設置されるもの
- (2) 合議制であるもの
- (3) 市職員以外の者が委員又は構成員として参加するもの

3 この指針において「所管局」とは、審議会を所管する局室（局及び区に属する室を除く。）をいう。

4 この指針において「懇談会」とは、行政運営上の参考とするため、市民や学識経験者等から意見を聴取し、又は意見交換を行うことを目的として要綱等に基づき開催する会合をいう。

(審議会の設置)

第3条 審議会を設置する場合は、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 市民や学識経験者等の意見の反映が必要であり、かつ合議体としての審議、調査等が必要であること。
- (2) 他の審議会と設置目的や所掌事務が重複しないこと。
- (3) 委員の数については、審議会の所掌事務に照らし、必要最小限のものとする。

(審議会の統廃合)

第4条 設置されている審議会のうち、次の各号のいずれかに該当するものについては、法令により設置が義務付けられているものを除き、廃止又は統合

を検討するものとする。

- (1) 設置目的がすでに達成されたもの
- (2) 社会情勢の変化等により、役割が著しく低下しているもの
- (3) 一定期間、開催されておらず、常設しておく必要性が低いもの
- (4) 設置目的及び調停、審査又は調査の対象が類似しているもの
(委員の選任等)

第5条 審議会の委員は、当該審議会の設置目的を踏まえ、別に定めるもののほか、次の各号に基づき選任するものとする。

- (1) 審議会の機能が十分に発揮されるよう、広く各界各層及び幅広い年齢層の中から適切な人材を選任すること。

なお、選任にあたっては委員の年齢構成等を踏まえ、可能な限り若者（概ね39歳以下の者）の登用に努めること。

- (2) 審議会の運営の活性化を図るため、同一人の在職は、任期の終了時において引き続き10年を超えないこと。
- (3) 委員がその職責を十分果たし得るよう、同一人の兼職は、4 審議会を上限とすること。
- (4) 民間有識者からの選任を徹底するため、市職員は委員としないこと。
- (5) 女性委員の登用については、「名古屋市男女平等参画基本計画2025」による登用の促進及び登用率の達成を目指すこと。
- (6) 幅広い市民からの意見を反映させるため、公募制の導入を推進すること。

2 前項第2号及び第3号の規定は、委員に選任しようとする者が次の各号のいずれかに該当し、他の者に代え難い特別の事情がある場合には適用しない。

- (1) 法令等により委員の資格が制限されている場合
- (2) 高度な識見を必要とする場合
- (3) 当該審議会の担当事務に密接な関連を有する団体等から選任する場合

3 所管局は、前項第3号の事由による選任にあたっては、当該団体等の長に限ることなく、広く構成員のうちから選任するよう努め、又はあらかじめ当該団体等に働きかけなければならない。

4 第1項第4号の規定については、市職員が当該審議会の不可欠の構成要素である場合には適用しない。なお、市職員を属人的な専門知識及び経験に着

目して委員とすることを妨げるものではない。

5 第1項第6号の規定については、次の各号のいずれかに該当する場合には適用しない。

- (1) 法令等により委員の資格が制限されている場合
- (2) 紛争処理、苦情処理を目的とする場合
- (3) 不服申立、審査請求等に対する調査・審査等を行う場合
- (4) 市民の権利を制限する内容等に関する事項の審議を行う場合
- (5) その他高度な識見を必要とする場合

(会議の公開)

第6条 審議会の会議は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号）第36条の規定に基づき、原則として公開するものとする。

(報告及び協議等)

第7条 所管局は、審議会を新たに設置し、又は統合若しくは廃止した場合には、速やかに総務局に報告するものとする。

2 所管局は、委員の選任に当たっては、選任の2ヶ月前までに、選任しようとする委員に係る第5条第1項第2号及び第3号への抵触の有無について確認するものとし、同項第2号又は第3号に抵触する場合は、総務局の確認を受けるものとする。

3 所管局は、第5条第1項第4号の規定により難い場合（法令又は条例において、審議会の委員として市職員の補職名が規定されている場合を除く。）は、選任の2ヶ月前までに審議会委員選任協議書（別記様式）により総務局に協議を行うものとする。

4 所管局は、委員を委嘱する場合には、当該委員に関する情報（第5条第2項の規定の適用を受けて選任する委員の選任理由を含む）を総務局に報告するものとする。

5 総務局は、この指針に定める趣旨を達成するため必要があるときは、所管局に対し、審議会の運営等の状況について報告を求めることができる。

(公表)

第8条 総務局は、毎年1回、審議会の開催状況を公表するものとする。

2 総務局は、毎年1回、第5条第1項第2号から第4号までの規定に抵触す

る委員の所属する審議会について、次の各号に掲げる事項を公表するものとする。

(1) 名称

(2) 第5条第1項第2号から第4号までの規定に抵触する委員の数

(3) 前号の委員のうち、第5条第4項の規定の適用を受けずに選任されている委員の数

3 総務局は、毎年1回、第5条第1項第6号の規定に抵触する審議会について、名称及び同条第5項各号に定める事項のうち該当するものを公表するものとする。

(懇談会開催の留意事項)

第9条 懇談会の開催に当たっては、附属機関との役割の違いを明らかにするため、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 「設置する」等の恒常的な組織であるとの誤解を招く表現を用いないこと。

(2) 会議の名称に「審議会」、「協議会」、「審査会」、「調査会」又は「委員会」の名称を用いないこと。

(3) 定員及び議決方法に関する議事手続きを定めないこと。

(4) 意見聴取の中身について、合議体としての結論として受け取られるような呼称を付さないこと。

(委任)

第10条 この指針に定めるもののほか、必要な事項は、総務局行政DX推進部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この指針は、平成27年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(名古屋市審議会の委員の選任に関する要綱の廃止)

2 名古屋市審議会の委員の選任に関する要綱（平成13年12月11日総務局長決裁。以下「選任要綱」という。）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 第5条及び第7条の規定は、施行日に設置される審議会の最初に委嘱される委員には、適用しない。
- 4 施行日前に選任要綱第4条の規定に基づき行われた協議は、施行日以後は、第7条第3項の規定により行われた協議とみなす。

附 則（平成28年総行改第1号）

この指針は、発布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成28年総行改第2号）

この指針は、発布の日から施行する。

附 則（令和2年総行改第5号）

この指針は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和2年総行改第8号）

この指針は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年総行改第10号）

この指針は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年総行改第2号）

この指針は、令和5年7月1日から施行する。